

公共基準点使用に係る包括承認申請書

年 月 日

新宮町長 殿

申請者 _____土地家屋調査士会
会長

⑨

公共基準点管理保全要綱第4条第2項の規定により新宮町公共基準点の使用について、次のとおり包括承認を申請します。

| | | |
|-----------|--|-----|
| 使用目的 | 地積測量図の作成のための測量 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで(____日間) | |
| 測量地域 | 新宮町域 | |
| 使用する公共基準点 | 新宮町が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点 (使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る) | |
| 測量方法 | | |
| 申請者 | 名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| | 所在地 | TEL |
| 測量作業担当者 | 氏名 | |
| 備考 | | |

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、(包括承認に基づく場合には測量作業担当者名)、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、原則として土・日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、管理者から指定された場合はその限りではない。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には土地家屋調査士会員証を携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。

- (1) 公共基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) 成果表、網図の写しなど